

大田原市 新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

——— 新型インフルエンザ等対策について ———

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症（未知の感染症）に対する対策の強化を図り、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として作られました。

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、大田原市では、「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて、特措法第8条に基づき、「大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年3月に作成しました。

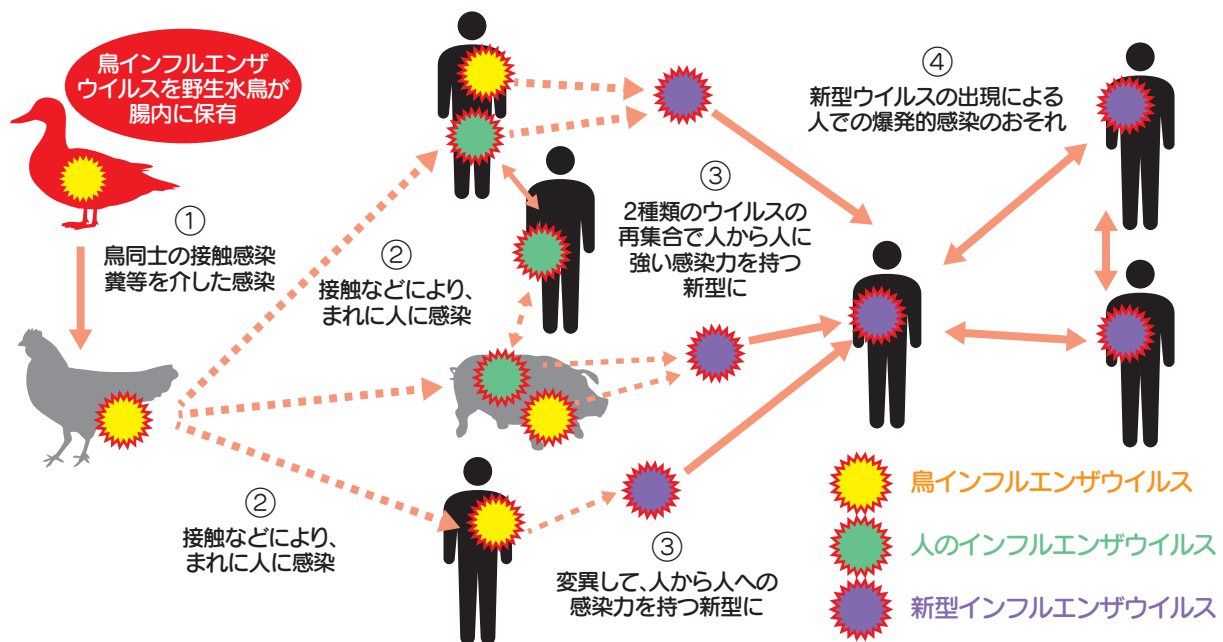
市行動計画においては、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を示しています。

■ 新型インフルエンザとは

これまで人の間で流行を起こしたことがないインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったもの、またはかつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過し、現在の国民が免疫を獲得していないインフルエンザです。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

..... 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



市行動計画の目的

可能な限り感染拡大の抑制を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

市行動計画の基本方針

- 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する。
- 地域社会全体が一丸となって対策に取り組む。
- 複数の対策をバランスよく実施する。

対策推進のための市・市民・医療機関・一般事業者の役割分担

市の役割

1 実施体制

- 大田原市新型インフルエンザ等対策本部
- 大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議
- 大田原市新型インフルエンザ等対策会議

2 情報収集及び情報提供・共有

- 関連情報の収集
- 発生前から市民への周知
- 関係機関等との双方向の情報共有
- 相談窓口の設置

3 予防・まん延防止

- 手洗いや咳エチケット等のまん延防止策の普及
- 医療体制整備への協力
- 特定接種の実施
新型インフルエンザ等医療業務に従事する者や新型インフルエンザ等対策に従事する者を対象に特定接種が行われます。
- 住民接種の実施

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 事業の継続
大田原市業務継続計画により、市の業務を継続します。
- 要援護者への生活支援
在宅高齢者、障害者等のうち、支援が必要と認められる方への支援を行います。
- 埋火葬の円滑な実施

住民接種

新型インフルエンザ等に有効なワクチンを、市民に対し接種する住民接種が行われます。対象者は、原則住民基本台帳への登録がある方です。

医療機関の役割

◎ 診療継続計画に基づく医療の提供

診療継続計画：新型インフルエンザ等流行時に、各医療機関が医療の提供を確保するために立てる計画

一般事業者の役割

◎ 各職場の感染予防対策の徹底

市民の役割

- ◎ 新型インフルエンザの発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解する。
- ◎ 感染予防対策を実践する。
- ◎ 発生に備えて、食料品、生活必需品の備蓄を行う。
(最低2週間程度の食料品、生活必需品を備蓄することが推奨されています。)

感染させない!

感染しない!



新型インフルエンザは、患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原体(ウイルス)を周囲の人が吸い込むなどにより、体内に取り込むことで感染が広がっていきます。感染の広がりを予防する一つの方法として、この感染が広がっていく経路を遮断することが必要です。

感染予防対策	概要
咳エチケット	咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要です。
マスク着用	患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができます。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとの報告もあります。
手洗い	外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながります。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げます。また、60%~80%の濃度のアルコール製剤(速乾性擦式消毒用アルコール製剤等)に触れることによって、ウイルスは死滅します。
うがい	うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もありますが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていません。
対人距離の保持	感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができます。
清掃・消毒	感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着します。ウイルスの種類や状態により、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられますが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができます。 消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールが有効です。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあります。
その他	人混みや繁華街への外出自粛、空調管理(加湿器などの利用)、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられます。

個人での備蓄物品の例 ※わが家の備蓄を□の欄にチェックしてみましょう。

食料品(長期保存可能なもの)の例

- 米
- 乾めん類(そば、うどん、ラーメン、パスタ等)
- 切り餅
- コーンフレーク・シリアル類
- 乾パン
- 各種調味料
- レトルト・フリーズドライ食品
- 冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意)
- インスタントラーメン、即席めん
- 缶詰
- 菓子類
- ミネラルウォーター
- イオン飲料(スポーツ飲料)
- ペットボトルや缶入りの飲料
- 育児用調整粉乳



日用品・医療品の例

- マスク(不織布マスク)
- 体温計
- ゴム手袋(破れにくいもの)
- 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用)
- 漂白剤(次亜塩素酸・消毒効果がある)
- 消毒用アルコール(アルコールが60%~80%程度含まれている消毒薬)
- 常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)
- 絆創膏(ばんそうこう)
- ガーゼ・コットン
- トイレトペーパー
- ティッシュペーパー
- 保湿ティッシュ(アルコールのあるものとないもの)
- 洗剤(衣類・食器等)・石鹼
- シャンプー・リンス
- 紙おむつ
- 生理用品(女性用)
- ごみ用ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)
- カセットコンロ
- 懐中電灯
- 乾電池

新型インフルエンザ等緊急事態宣言

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。この宣言により、必要に応じて、以下の措置を行います。

◇ 感染拡大を防止するため、

国民に対する外出自粛要請や学校、催し物等の開催の制限等の要請・指示
住民に対する予防接種の実施

◇ 医療等の提供体制を確保するため、

臨時の医療施設の設置の特例、臨時の医療施設における医療の提供等

◇ 国民生活・国民経済の安定のため、

医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示等

■ 大田原市保健福祉部健康政策課

電話 0287-23-8975 FAX 0287-23-7632

(平成26年5月作成)